

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

1	意見募集期間	平成23年1月11日(月)～2月10日(木)
2	意見提出者数	4人
3	意見件数	19件

	No.	始 頁	終 頁	章 節	項	章節項名	素案の表記	意見	市の考え方	案の 修正	修正後の表現	備考
①	1	64	64	4	1	松戸市における住生活の課題 4-1 社会的背景からみた課題	社会的背景からみた課題を列挙している。	⇒近年空家増加に伴う防犯、防災面等で問題が生じていることも課題整理の中で加えておくことが今後の住生活環境を考える上で必要と考えます。 (理由) 空家増加は「無縁社会」の表れであり今後大きな社会問題となることは容易に想像できます。個人の所有物である空家に対し、行政が行なえる施策は限界がありますが、これからの住生活基本計画を策定する中で、行政としても何らかの形で乗り出していく姿勢の表明の意味で計画書に記載をお願いしたいと思います。	p19の住宅事情にあるとおり、現在松戸市では、推計では、約29,000戸の空き家が存在していますが、具体的な状況が把握されていないのが現状です。 空き家をめぐる課題としては、意見のように防犯・防災面や、経済活動への影響などが想定されます。 一方、現実には、売却用住宅や賃貸住宅の入居待ち住宅など多様な空き家が想定されます。空き家の活用方法については、課題を把握し、重点事業として今後総合的に検討してまいります。	無		
①	2	78	78	7	2	重点施策 (2)重点 施策 ④住 宅手当制度 の推進	住宅手当制度の推進	⇒空家を住宅困窮者に供給する道筋をたてられたことはすばらしいことと思います。空家の有効活用を図る上で、「空家情報」の把握が不可欠と考えます。もちろん民間との役割分担の中でどこまで行政がコミットするかは課題ではありますが、「空家情報」に関する施策についても触れる必要があると考えます。 (理由) “活用”するというアクティブな施策にはもちろん、空家の社会問題化というネガティブな面に対しても「空家情報」の把握は不可欠と考えるため。 ※ 空家についての意見を述べさせていただきましたが、個人の意見として、例えば「空家条例」というものを検討する必要があると思われます。景観や中高層、緑化等と同等の問題として市民も認識する必要があります。「所有権」に対して公的にアプローチは難しいと思われますので、例えば「適正な管理」を所有者に求め、市への報告を義務付ける等、市の関与を可能にする枠組みを模索する必要があると思います。	意見のとおり、「空家情報」については、現状把握が不可欠であることから、空き家事業を実施するにあたっては、「空き家の現状把握」および「活用手段の検討」を実施してまいります。	無		
②	3	66	66	5	2	第5章 基本的な方針	5-2. 基本目標	1. 市民の住宅問題は、基本的に個に帰すべきもので、個の権利、義務の管理される財の中で帰結されるべきものと考えます。 いろいろな事情で個の住宅が確保できない市民に対しては、一時的な部分で社会保障の考えの中で、住宅の提供が考えられるべきものです。 行政が積極的に賃貸を含めた公的住居をつくり、一部の市民に提供する考え方は、行政活動の公平、公正の考えを否定するものと考えます。 しかも、あくまで公的住宅の提供は、一時的な住宅困窮者であるべきで、地方自治体の事業よりも国の国民への社会保障の究極対策であり、UR化されている住宅を利用し、空室対策、再整備再開発政策に結びつき、国の行政事業であるべきで、生活保護法との関連も整理されるべきです。	公営住宅法では、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされていることから、国と協力しながら、公営住宅の提供をしていく予定です。	無		

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

	No.	始 頁	終 頁	章	節	項	章 節 項 名	素案の表記	意見	市の考え方	案の 修正	修正後の表現	備考
②	4	67	67	5	2		第5章 基本的な方針	5-2. 基本目標	2. 行政が住居そのものに積極的に介入すべき問題は、高齢者用住宅、養老介護を含めた老人ホーム等であるべきと考えます。自宅介護、老老介護の実態、問題の解決のためにも、大きな法的転換も必要ですが、遊休の学校、公的施設の転用をも考えれば、初期投資を抑えられ、行政活動として十分可能と考えます。誰も平等に年を重ねることもあり、老若循環の共生、教育、社会秩序を創り上げると考えます。 民間介護施設が、企業(社会福祉法人も含む)として立派に利益を計上し運営されており、一方で抱える問題の、従事労働者の不足や低待遇の社会問題の現状打破への突破行政活動にも結びつくと考えます。 民間事業システムを行政事業に導入することで、行政コスト全体の引き下げ、改善に結びつききっかけにすべきと考えます。	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保し、もってその福祉の増進に寄与してまいります。また、民間活力の導入については、可能などころから実施してまいります。	無		
②	5	68	68	5	2		第5章 基本的な方針	5-2. 基本目標	3. 市の住宅施策の最重点で行政のやるべきことは、袋小路の連続の住宅開発が進んでいる現状を、災害発生を予期して、道路政策、退避政策、耐震、集中豪雨、風水害、他国攻撃等からの安全対応、環境問題、省エネルギーの対応策、高齢者対応に関することを優先、民間開発業者と共同した、社会インフラの再整備、再開発であるべきと考えます。 市民の安全、安心の日常生活のための、住宅相談、支援、補助を含め、総合計画、地域防災計画と連動した政策の構築であるべきと考えます。	今回の住生活基本計画においては、重点施策として、耐震化の推進、バリアフリー化の推進、省エネルギー化の推進をあげています。今後はこれらの重点施策とともに、住環境の向上を図るために関連施策との連携により、「住宅事情に関する満足度」が向上するような施策に取り組んでまいります。	無		
③	6	76	76	6	2	2	大規模団地の整備方針	市内において、大規模な団地はUR賃貸住宅が多くを占め、また戸数も公営住宅と合わせた公的住宅のうち、約86% (11,952戸：平成20年度末)を占めている状況です。 一部の団地では、規模も大きい上、築年数が40～50年となっています。UR都市機構では、平成30年度までは既存の賃貸住宅を継続的に維持管理しつつ、居住環境の向上を図るとしています。 そこで、UR都市機構と市および、団地住民や地域商店街等と連携していき、今後の大規模団地の整備の方向性を検討していきます。 また、市内には昭和40年代に建設された分譲団地(小金原、高塚、牧の原)が2,400戸程度あり、建物の老朽化や住民の高齢化が進んでいます。分譲団地の建替え等に当たっては、合意形成が難しいと思われること、また、当事者間で情報量に格差が生じないようにマンション管理相談やセミナー等を実施していきます。	(2)大規模団地の地域づくり (住宅管理) 大規模団地の賃貸住宅については、住み替え自由という特徴を有するものの、計画修理の実施をはじめ、住民要望を受け入れるなど、居住の安定をめざし、住宅管理が適正に行われています。 分譲住宅(小金原、高塚、牧の原)については、居住者の権利を尊重して修理の適正化、居住性の向上に配慮されています。 (地域福祉の推進、住環境の保全、地域文化の向上) 賃貸住宅、分譲住宅にかかわらず、大規模団地では、少子・高齢化の傾向を強めています。年々児童の数が減少し、高齢者の増加に伴って、高齢化率を高めています。それだけに、高齢者が安心して住みつけられることが高齢者福祉の原点となっています。地域福祉の一環として、孤独死の防止といきいき人生の啓発に努めている常盤平団地自治会が「地域の活性化に尽きされ地域づくりに極めて優れた成果をあげ」たとして総務大臣表彰を受賞して全国的に注目されています。 現在、地域福祉の新しい時代を迎えております。高齢化が著しい地域では、「福祉でまちづくり」が大きな課題となっています。 とくに国の「グリーンベルト」を尊重して造られた常盤平団地では、緑を市民の共有財産として捉え、緑豊かな住環境の保存に努めています。 このほか教育、文化活動も盛んで、自然、文化、歴史をテーマに育んでいます。とくに、今後、保育施設の充実にも努めることにより、子育て支援となり、若い人を呼び込むこととなります。 いずれにせよ「住んでよいまち、訪れてよいまち」にさらに努め、大規模団地の地域力を活かした魅力あるまちづくりを支援します。	分譲団地については、本文に別途記述があることから、そちらを採用し、個別事例については、基本計画であることから、一定程度削除しました。 地域福祉計画および、みどりの基本計画改訂版に記述があることから地域福祉およびグリーンベルトについては削除としました。	有	大規模団地の地域づくり 市内において、大規模な団地はUR賃貸住宅が多くを占め、また戸数も公営住宅と合わせた公的住宅のうち、約86% (11,952戸：平成20年度末)を占めている。 賃貸住宅については、住み替え自由という特徴を有するものの、計画修繕の実施をはじめ、住民要望を受け入れるなど、居住の安定をめざし、住宅管理が行われています。 大規模団地では、年々児童数が減少し、高齢者の増加に伴って、高齢化率を高めています。 一部団地は、自主的活動として孤独死の防止といきいき人生の啓発に努めています。 市は、団地住民やUR都市機構等と連携し、自然、歴史、文化を尊重しつつ大規模団地の地域力を活かした、若い人も呼び込める魅力あるまちづくりを支援します。 また、市内には昭和40年代以降に建設された分譲団地があり、建物の老朽化や住民の高齢化が進んでいます。分譲団地の建替え等に当たっては、合意形成が難しいと思われること、また、当事者間で情報量に格差が生じないようにマンション管理相談やセミナー等を実施していきます。	

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

	No.	始 頁	終 頁	章	節	項	章節項名	素案の表記	意見	市の考え方	案の 修正	修正後の表現	備考
④	7	1	1	1	1	1	第1章 計画の目的および位置付け	住生活基本計画の目的 住生活基本計画の位置付け	住宅施策についても役割分担を明確にし、効率的、総合的に進めていくことも必要になっています。を受けるのであるから「松戸市住生活基本計画」は、松戸市民が将来にわたり日常生活を豊かに、そして健やかに暮らしていけるとともに、多様な世代や世帯が相互に支えあい、共生していくことを目指し、本市の住まいづくり・住環境づくりの指針となる計画として策定するものです。 このことは、他の施策との効率的連携を示すため健康増進施策「健康松戸21」、防火防災施策、地球温暖化防止環境施策文化教育福祉施策、との連動を示すべきである。 緑化としての、農地を縮退させない農業施策の連動が必要である。 図. 松戸市住生活基本計画の上位計画等との関連 p2 では松戸市の施策の効率のために健康増進施策「健康松戸21」、防火防災施策、地球温暖化防止環境施策、文化教育福祉施策、との連動を示すべきである。緑化としての、農地を縮退させない農業施策の連動が必要である。	基本計画の取り組み課題としては、設定しませんが、事業の実施において参考にします。	無		
④	8	9	9	2	2	2	第2章 松戸市の現状	第2章 松戸市の現状 2-2. 社会動向等 p9 土地 区画整理事業 市施行 p17 2-3. 住宅事情 p19 市営住宅 p33 (8) セーフティネット対象者の状況	2-2. 社会動向等 p9 土地 区画整理事業 市施行 p17 2-3. 住宅事情 p19 市営住宅 p33 (8) セーフティネット対象者の状況 p32 外国人数 12,247 人 はそのものがセーフティネット対象者ではない。 高齢単身世帯数、母子世帯数 などのうち実質対象者でないものもまとめた数字にされているようで精度が疑問。 就職困難者・ワーキングプア対策をすべきである。	ここでは、基本計画を示すことから、実施計画で事業費を検討することになります。	無		
④	9	47	63	3	1~ 4		第3章 上位計画および既往関連計画の整理	第3章 上位計画および既往関連計画の整理 3-1. 千葉県における計画 3-2. 松戸市における計画 3-3. 既往住宅マスタープラン 3-4. 新たに制定・改定された法律や制度の概要	第3章 上位計画および既往関連計画の整理 3-1. 千葉県における計画 p47 3-2. 松戸市における計画 p50 (1) 上位計画及び住関連計画 ①松戸市総合計画(基本構想・前期基本計画) p50 3-3. 既往住宅マスタープラン p55 3-4. 新たに制定・改定された法律や制度の概要 p62-63 健康増進法(平成15年5月施行)健康増進義務 および「25条 受動喫煙防止対策について 厚生労働省健康局長通知 健発0225第2号「受動喫煙防止対策について」 受動喫煙防止義務 を認識すべきである。	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものであるとは考えていません。	無		
④	10	64	65	4	1~ 2		第4章 松戸市における住生活の課題	第4章 松戸市における住生活の課題 4-1. 社会的背景からみた課題 4-2. 松戸市の現状からみた課題 4-1、4-2課題の分類・構成が適切でない 各項が示す内容が交錯し、問題分析から導かれる課題又は方向付けが 住宅行政を拡大しすぎて逸脱する項目がある。松戸市の現状アンケートの結果と対応するようにして、他の計画に関連することを明記すればよい。 生活環境の課題 街づくり、地域コミュニティ、家族子育て環境、再開発、文化財・町並み・緑化農地保全 セーフティネットの課題 高齢・貧困・災害非難支援・回復支援、量 住居の課題 集合住宅、防火・防災・耐震、質の追求、量・低家賃住宅、エコ住宅 のように分類することが適切と思う 現状の課題で いずれもタバコ対策が必要である 生活環境の課題 路上喫煙・ポイ捨ては不愉快・汚い・危険・住みたくない 路上喫煙黙認がニコチン依存維持をし、悪質喫煙を助長する悪循環となる。 生活エリアは一部を全面禁煙にすべきである。 セーフティネットの課題 貧困でニコチン依存は食費を削ることに成り貧困からの脱出を困難にする。対策住居は全面禁煙にすべきである。 住居の課題 室内喫煙は隣人にも火災の恐怖がある。 家族で受動喫煙をさせられ、回避できないDV虐待で身体被害がある。庭・ベランダ喫煙で受動喫煙被害を負わされることは不愉快です。 敷地、住居全面禁煙住宅、集合住宅・区画開発を支援すべきです。 記載の分析課題では(1)快適な生活を実現する住戸の確保(3)良質で低廉な住宅の提供 (1)ファミリー層の定住化促進(2)良好な市街地環境の形成(4)地域の歴史や文化の継承 いずれも防火・健康増進・安全・快適なため全面禁煙が適切である。 4-1. 社会的背景からみた課題 p64一項に(新)受動喫煙対策住環境確保 健康増進、火災対策、快適環境の推進のため地域、住居に全面禁煙とすることが必須である。 と追加すべきである。	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものであるとは考えていません。	無			

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

No.	始頁	終頁	章	節	項	章節項名	素案の表記	意見	市の考え方	案の修正	修正後の表現	備考
④	11	66	66	5	1~2	第5章 基本的な方針	第5章 基本的な方針 5-1. 基本理念 5-2. 基本目標	第5章 基本的な方針 5-1. 基本理念 p66 5-2. 基本目標 p66 目指したい将来像1.2.3.4 基本目標 1.2.3 各項いずれにも健康増進、火災対策、快適環境の推進のため地域、住居に全面禁煙とすることが必須である。	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないかと考えていません。	無		
④	12	69	69	5	3	第5章 基本的な方針	5-3. 施策メニュー (1) 生命を守り安心して住み続けられるまちづくり	5-3. 施策メニュー p69 (1) 生命を守り安心して住み続けられるまちづくり ①住宅セーフティネットの確保 * 公共賃貸住宅ストックの有効活用 * 民間賃貸住宅を活用した居住の安定の確保 * 災害時等の住宅確保要配慮者に対する住宅の確保 防火および震災後の防火に地域の禁煙が必須である。 就業困難者にネットCAFEなど住所不定で脱却が困難の報道がある中4.5畳+トイレ(10m2) 共同有料シャワー 程度の詰め込み低家賃賃 (2万円)貸住居を計画すべきである。(完全禁煙、PC-LAN配備、TV音声禁止) ②良質な住宅ストックの形成 * 耐震性等の住宅安全性の確保 * 共同住宅の適切な維持管理の実施 * 戸建て住宅の適切なリフォームの実施 防火、受動喫煙防止、健康増進のため共同住宅 アパート居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。 既存共同住宅 規約による居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。	公営住宅の需要予測および整備方針については、73ページ以降に掲載しております。また、低所得者向け住宅の整備と参考意見として伺わせていただきます。 受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないかと考えていません。	無		
④	13	70	70	5	3	第5章 基本的な方針	5-3. 施策メニュー (2) 多様な世帯が将来にわたり、豊かに生活を営める住まいづくり	(2) 多様な世帯が将来にわたり、豊かに生活を営める住まいづくり ①それぞれのライフスタイルに適応した、ゆとりある住まい方ができる環境整備 * 子育て世帯や高齢者・障害のある人も安心して暮らせる住宅の整備 * 一般住宅地域における多様な暮らし方の実現 豊かに生活、防火などの安心に地域の禁煙が必須である。「再掲」 無理に広いことが豊かではなく、仕事の拠点に寝る。休む場所という多様さも必要である。 就業困難者にネットCAFEなど住所不定で脱却が困難の報道がある中4.5畳+トイレ(10m2) 共同有料シャワー 程度の詰め込み低家賃賃 (2万円)貸住居を計画すべきである。(完全禁煙、PC-LAN配備、TV音声禁止)「再掲」 ②多様な居住ニーズが実現される住宅市場の環境整備 * 多様なニーズに対応できる既存住宅流通市場の環境整備 * 安心して賃貸借できるトラブルのない住宅市場の環境整備 * 市場を活用した新設住宅および既存住宅ストック等の良質化の実現 全項目「再掲」というのは、課題項目設定が適切でない結果なのだろう。 内容は全て、実務は民間不動産の業務の、監督です。 市場の環境と言うだけで、実質は民間に任せるだけで一つの仕事を、多く見せているだけのようで効率的業務とは思われない。 就業困難者・ワーキングプア救済支援最低住宅 設営「再掲」を多様な住居・セーフティネットとして加えるべきである。 全面禁煙でなければならない。	低所得者向け住宅の整備および今後の業務の参考意見として伺わせていただきます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないかと考えていません。	無		
④	14	71	71	5	3	第5章 基本的な方針	5-3. 施策メニュー (3) 松戸の立地・歴史・自然を活かした良質な居住環境づくり	(3) 松戸の立地・歴史・自然を活かした良質な居住環境づくり ①利便性が高く、人と自然にやさしい居住環境の形成 * 人と自然にやさしい公共交通の整備 * 子どもや高齢者等にとって安心できる居住環境の形成 ②健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成 * 環境負荷に配慮した住宅市街地の形成 * 美しい住宅市街地の形成 多くの項目が「他部門担当」というのは、横断的に協力しているのかと思うが健康の項目に健康部門がない。 より効率的に他部門の施策に協力し、一石二鳥にすることを望む。 人と自然にやさしい安心できる居住環境、健康でゆとりある、豊かに生活、防火などの安心に公共交通機関、および地域の禁煙が必須である。 各駅周辺全面禁煙にしてください。 タクシー乗り場、バス停周辺全面禁煙にしてください。 コンビニ・スーパー、飲食店など店舗前・周辺を全面禁煙にしてください。 住宅街、教育・児童高齢者福祉、医療施設周辺敷地内全面禁煙にしてください。 屋内・ベランダ・庭全面禁煙にしてください。 美しい住宅市街地に公設喫煙所や路上喫煙者はみともない。 公共の場所の灰皿は全て撤去してください。	今後の業務の参考意見として伺わせていただきます。また、受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないかと考えていません。	無		

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

	No.	始 頁	終 頁	章	節	項	章節項名	素案の表記	意見	市の考え方	案の 修正	修正後の表現	備考	
④	15	72	72	5	3		第5章 基本的な方針	5-3. 施策メニュー (4) 施策を推進するための仕組みづくり	(4) 施策を推進するための仕組みづくり *「安心・豊かな住生活」に関する情報及び学習機会の提供 *相談窓口の充実 *関連事業者等多様なメンバーでのプラットフォームの確立 関連事業者というものから、ニコチン依存ものは病気であり施策を歪めるので、排除すべきである。 事業者が参加する場合、勤務中禁煙、市民を病人にさせるタバコ販売をしていないこと、職場や施設の受動喫煙対策の十分な事業者であることを条件とすること。	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないとは考えていません。	無			
④	16	73	73	6	1		第6章 公営住宅の需要予測と今後の整備方針	6-1. 公営住宅の需要予測 p73 公営住宅＝貧困と言うことも困るし立派な公営住宅に車を乗り回す裕福な人 と言うのも困る 裕福な人からそれに見合う家賃収入を得て、困っている人には民間でも支援するモデルを構築すべきである。 生活保護を認定しっぱなしで、必要の無いもの(パチンコ、喫煙をしているとされるもの、外国人)の家賃無料のために数字を積み上げられるのも不愉快です。 6-2. 今後の整備方針 p76 (1) 市営住宅の今後の整備方針 古い公営住宅の立替などの際は、住居セーフティネットとして民間が取り組みにくい就業困難者・ワーキングプア救済支援最低住宅 設営を施策として、セーフティネットとすべきである。 全面禁煙でなければならない。緊急大規模災害に他地域の避難者受け入れにも使える施設とすべきである。 (2) 大規模団地の整備方針 老朽建て替えでは集合住宅・地域の安全、防災 に屋内、共有部・敷地・占有部・ベランダに全面禁煙を指導すべきである	第6章 公営住宅の需要予測と今後の整備方針 6-1. 公営住宅の需要予測 p73 公営住宅＝貧困と言うことも困るし立派な公営住宅に車を乗り回す裕福な人 と言うのも困る 裕福な人からそれに見合う家賃収入を得て、困っている人には民間でも支援するモデルを構築すべきである。 生活保護を認定しっぱなしで、必要の無いもの(パチンコ、喫煙をしているとされるもの、外国人)の家賃無料のために数字を積み上げられるのも不愉快です。 6-2. 今後の整備方針 p76 (1) 市営住宅の今後の整備方針 古い公営住宅の立替などの際は、住居セーフティネットとして民間が取り組みにくい就業困難者・ワーキングプア救済支援最低住宅 設営を施策として、セーフティネットとすべきである。 全面禁煙でなければならない。緊急大規模災害に他地域の避難者受け入れにも使える施設とすべきである。 (2) 大規模団地の整備方針 老朽建て替えでは集合住宅・地域の安全、防災 に屋内、共有部・敷地・占有部・ベランダに全面禁煙を指導すべきである	今後の業務の参考意見として伺わせていただきます。また、受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないとは考えていません。	無			
④	17	77	77	7			第7章 重点施策	第7章 重点施策	第7章 重点施策 p77 (1) 計画の総合指標 重点施策は総合指標「住宅事情に関する満足度」というものから 重点施策④⑤などの意図が不明です。結論あり気のような結びつきです。 住環境の各要素に対する不満率は「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」が53.6%で最も高く、次いで「まわりの道路の歩行時の安全」が46.7%、「治安、犯罪発生の防止」が43.5%の順となっています。 図2-56. 住環境の各要素に対する不満率 P46 であり、地域の住環境としての項目を入れるべきです。 地域の全面禁煙、全面禁煙集合住宅支援などを含む ⑤住環境改善事業推進 「多様なメンバーとの協働事業」と言うものは施策に対する手段で重点施策ではありません。 「④住宅手当制度の推進」と言うものは施策に対する手段で重点施策ではありません。 ④全面禁煙住宅、全面禁煙集合住宅支援 (2) 重点施策 ①耐震化の推進 ②バリアフリー化の推進 ③省エネルギー化の推進 ④全面禁煙住宅、全面禁煙集合住宅支援 ⑤住環境改善事業推進 などとするべきです。屋内禁煙とすれば換気が少なくてよいので省エネです。地域禁煙とすれば震災時 倒壊家屋の火災防止になります。	第7章 重点施策 p77 (1) 計画の総合指標 重点施策は総合指標「住宅事情に関する満足度」というものから 重点施策④⑤などの意図が不明です。結論あり気のような結びつきです。 住環境の各要素に対する不満率は「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」が53.6%で最も高く、次いで「まわりの道路の歩行時の安全」が46.7%、「治安、犯罪発生の防止」が43.5%の順となっています。 図2-56. 住環境の各要素に対する不満率 P46 であり、地域の住環境としての項目を入れるべきです。 地域の全面禁煙、全面禁煙集合住宅支援などを含む ⑤住環境改善事業推進 「多様なメンバーとの協働事業」と言うものは施策に対する手段で重点施策ではありません。 「④住宅手当制度の推進」と言うものは施策に対する手段で重点施策ではありません。 ④全面禁煙住宅、全面禁煙集合住宅支援 (2) 重点施策 ①耐震化の推進 ②バリアフリー化の推進 ③省エネルギー化の推進 ④全面禁煙住宅、全面禁煙集合住宅支援 ⑤住環境改善事業推進 などとするべきです。屋内禁煙とすれば換気が少なくてよいので省エネです。地域禁煙とすれば震災時 倒壊家屋の火災防止になります。	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないとは考えていません。	無		
④	18	79	79	8			第8章 成果指標の設定	第8章 成果指標の設定	第8章 成果指標の設定 p79 住環境市内全面禁煙 路上喫煙 0% 公道に面するタバコ自販機 全廃 公道に面する灰皿 全廃 集合住宅全面禁煙 100% 新築住宅全面禁煙率 100%	第8章 成果指標の設定 p79 住環境市内全面禁煙 路上喫煙 0% 公道に面するタバコ自販機 全廃 公道に面する灰皿 全廃 集合住宅全面禁煙 100% 新築住宅全面禁煙率 100%	貴重なご提言をありがとうございます。受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものではないとは考えていません。	無		

住生活基本計画(素案)に提出された市民意見への対応一覧表

No.	始頁	終頁	章	節	項	章節項名	素案の表記	意見	市の考え方	案の修正	修正後の表現	備考
④	19							<p>総合的希望</p> <p>1・地域の安全安心を考えるべきです 地域コミュニティの促進施策 住宅市街地・通学路で路上喫煙者はみっともない。怖い。市内全域で公共施設全面禁煙とする コンビニなど店舗前灰皿の除去 商店街・住宅地域・公園 全面禁煙としてください。 路上喫煙者が多くて困ります。全面禁煙にしてください。路上喫煙者による被害を伝えるだけでも言いがかりをつけられ 警察の事件となる暴行障害事件、いざこざ/危険は後を絶たない</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全駅・各駅周辺全面禁煙にしてください。 タクシー乗り場、バス停周辺全面禁煙にしてください。 コンビニ・スーパー、飲食店など店舗前・周辺を全面禁煙にしてください。 住宅街、教育・児童高齢者福祉、医療施設周辺敷地内全面禁煙にしてください。 屋内・ベランダ・庭全面禁煙にしてください。 <p>・地域にタバコ自販機は不要です。 taspo対応でも未成年入手原因です。 タバコ自販機公道に接する設置禁止、タバコ自販機公道に接する広告禁止、タバコ取扱店 未成年従業員タバコ販売禁止</p> <p>タバコ展示販売禁止 タバコ景品販売陳列禁止 としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乱暴な区画整理による農地つぶしなどをやめるように配慮してください。 環境のため敷地に透水性ブロック、芝などを使うべきである。 生垣緑化促進、屋上緑化促進、壁面緑化推進すべきである。 <p>2・高齢化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設・高齢者住居の防火、受動喫煙防止、健康増進のため高齢者施設・共同住宅 アパート居室・ベランダ・敷地駐車場の全面禁煙支援をすべきである。 既存共同住宅 規約による居室・ベランダ・敷地駐車場 全面禁煙支援をすべきである。 個人宅のバリアフリー支援に 禁煙化を条件とすべきである。 公的住宅は直ちに全面禁煙にすべきである。 環境のため敷地に透水性ブロック、芝などを使うべきである。 生垣緑化促進、屋上緑化促進、壁面緑化推進すべきである。 <p>3・良質な住宅の提供・維持 住居の課題 室内喫煙は隣人にも火災の恐怖がある。家族で受動喫煙をさせられ、回避できないDV虐待で身体被害がある。庭・ベランダ喫煙で受動喫煙被害を負わされることは不愉快です。敷地、住居全面禁煙住宅、集合住宅・区画開発を支援すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存共同住宅 規約による居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。 防火、受動喫煙防止、健康増進のため共同住宅 アパート居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。 既存共同住宅 規約による居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。 <p>・地域防火および震災後の防火に地域の禁煙が必須である。 常に禁煙であることが安全です。戸建住宅地・共同住宅・アパート居室・ベランダ・敷地駐車場全面禁煙支援をすべきである。</p> <p>地域禁煙化マニュアル、共同住宅禁煙化マニュアルを提供してプロセスを支援すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的住宅は直ちに全面禁煙にすべきである。 環境のため敷地に透水性ブロック、芝などを使うべきである。 生垣緑化促進、屋上緑化促進、壁面緑化推進すべきである。 <p>4・住宅セーフティネットの形成 セーフティネットの課題 貧困でニコチン依存は食費を削ることに成り貧困からの脱出を困難にする。対策住居は全面禁煙にすべきである。 無理に広いことが豊かではなく、仕事の拠点に寝る、休む場所という多様さも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業困難者にネットCAFEなど住所不定で脱却が困難の報道がある中4.5畳+トイレ(10m2) 共同有料シャワー 程度の詰め込み低家賃(2万円) 貸住居を計画すべきである。(完全禁煙、PC-LAN配備、TV音声禁止) 生活保護者の住宅が無料と聞く 健全なものに働く機会を与えるように期限制限を求める。 <p>また、上記のような 完全禁煙共同生活方式とすべきである。予算をほかの救済に回すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的住宅は直ちに全面禁煙にすべきである。 <p>5・地球環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム等の設置補助を自宅でない集合住宅、民間賃貸アパートに適用してください。 山林保護・水資源保護のため国内林業支援のため国産木材使用家屋支援すべきである。 環境のため敷地に透水性ブロック、芝などを使うべきである。 市民太陽光発電ファンドを企画してください。設置可能場所(企業・集合住宅の屋根)まとめ・資金調達大量購入設置による高収益化・採算確保(10年で還元のようです) 環境のため敷地に透水性ブロック、芝などを使うべきである。 生垣緑化促進、屋上緑化促進、壁面緑化推進すべきである。 <p>(・自家用自動車台数の削減・住環境への流入防止のためパワーアシスト自転車支援をしてください。住宅政策ではありませんが通勤距離が広がります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域緑化としての、農地を縮退させない農業施策の連動が必要である。 生産緑地・親水公園・家庭菜園農場を維持しやすく支援をすべきである。 区画整理、宅地開発に潰されそうな場合、等価代替地政策をすべきである。 	<p>今後の業務の参考意見として伺わせていただきます。また、受動喫煙の問題は、健康被害防止対策の一環としてとらえており、本項目のなかで対応すべきものであるとは考えていません。</p>	無		